

産前産後保険税免除について（報告）

1. 制度の概要について

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産被保険者の産前産後期間相当分の保険税を免除する制度が創設され、令和6年1月より開始予定

対象者

出産予定または出産した被保険者

※出産とは妊娠85日以上の出産（死産等を含む）

※令和5年11月以降に出産予定または出産した被保険者が対象

免除期間

単胎妊娠：出産（予定）日が属する月の前月から4か月間

多胎妊娠：出産（予定）日が属する月の3か月前から6か月間

免除対象保険税

保険税均等割及び所得割

届出方法

保険年金課保険係に届出書の提出（ただし、市が届出書及び添付書類の必要事項を確認できる場合には、届出を省略し職権で免除することができる）

2. 財政影響について

- ・本制度による免除相当額については、一般会計より繰り入れられ、国：1/2、都：1/4、市：1/4の割合で負担
- ・令和6年度においては、対象者65名、減免額については180万円を見込む
- ・この場合の財政負担は国：90万円、都：45万円、市：45万円となる